平成２２年（フ）第１９６号
千葉県銚子市清水町1432番地
債務者　高野　隼人
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２０２号
東京都豊島区西巣鴨３丁目24―７―1301
債務者　竹内　　博
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　啓
4　破産債権の届出期間　平成22年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０５号
東京都北区上十条５丁目14―16
債務者　後藤　裕二
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅沢　健祐
4　破産債権の届出期間　平成22年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０６号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３―41―601
債務者　西城　達典
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅沢　健祐
4　破産債権の届出期間　平成22年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪２丁目９番地20
債務者　丸山　博司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　　光
4　破産債権の届出期間　平成22年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県美方郡新温泉町居組191番地の５
債務者　濵邊　達朗
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　茂夫
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６６３９号
大阪府大東市北条３丁目９番16号
債務者　宮　智奈美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０５号
埼玉県鴻巣市登戸367番地　１―304号室　市営住宅登戸団地、旧住所埼玉県鴻巣市筑波１丁目３番10号
債務者　鳥羽　充弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
鹿児島県霧島市福山町福山6268番地108
債務者　冠滿　茂男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０１号
秋田県横手市南町24番16号
債務者　原田　晶子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３７６号
北海道二海郡八雲町栄浜220番地　株式会社ピーエス宿舎内、住民票上の住所北海道空知郡南幌町西町２丁目５番２号
債務者　小林　文恵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４３９号
函館市万代町14番41―101号
債務者　中野　美香
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
函館市高松町180番地２
債務者　齊藤　光男
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４５号
函館市本町29番５―303号
債務者　中村　綾香
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2767番地の３大和マンション五番館506号室
債務者　田中　鉄児
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部